## 令和2年度末に退職される方の退職後の健康保険について

# 任意継続組合員の 加入申出を受け付けます

令和3年3月31日 退職の方が 対象です!

令和3年3月31日付けで退職する方のうち、再就職等をせずに公立学校共済組合の「任意継続組合員」 へ加入を希望する方で、「事前受付期間」に申出されなかった方については、下記の期間に申出を受け付けます。

#### 加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。

詳細については、2月下旬に所属所長(学校長)宛てに通知しましたので、所属所の事務担当者にご確認ください。

#### 受付期間

# 令和3年4月1日(木)から4月19日(月)まで

事前に所属所へ「任意継続組合員申出書」を届出し、所属所の受理を受けてください。

## 受付方法

郵送または交換便により受付けします。

## 受付場所

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎 14階南側東京都教育庁福利厚生部内 公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

任意継続組合員とは?

退職日まで引き続き1年1日以上組合員であった方が、任意継続組合員となることを申し出て、掛金を毎月負担することによって、退職後2年間、短期給付について在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。長期給付(年金制度)については対象となりません。

## 申出ができない方

#### 次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。

- 再任用フルタイム勤務で働く方※
- 再任用短時間勤務、日勤講師等で働く方、 民間企業等に再就職をする方で、就職先の健康保険に加入する方

注:時間講師や民間企業のパート勤務でも、一定の条件を満たす場合には健康保険に加入することがあります。

- 家族の健康保険の被扶養者になる方
- 退職日の前日において、組合員期間が1年未満の方 令和2年3月31日以前に共済組合の組合員となった方が申出の対象です。

※退職後、再任用フルタイム勤務で働く方は、引き続き公立学校共済組合の組合員となりますので手続は不要です。



問合せ先

給付貸付課資格担当

**203-5320-6826**